

戸田市介護サービス事業経営戦略(指定訪問看護ステーション)

団 体 名 : 戸 田 市

事 業 名 : 指 定 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

策 定 日 : 令 和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 7 年 度 ~ 令 和 14 年 度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	訪問看護ステーション	指定管理者制度導入状況	直営
職員数	5 人		
うち 常勤医師数	0 人	理学療法士又は作業療法士	1 人
看護職員数	4 人	事務職員	0 人
介護職員数	0 人	その他職員	0 人
介護支援専門員数	0 人		

②施設

施設数	1	定 員	病床が無いため未設定 人
延床面積	38 m ²	居室床面積	事務室のみ m ²
サービス日数	277 (令和5年度実績) 日	年延利用者数	5,121 (令和5年度実績) 人

(2) 現在の経営状況

戸田市訪問看護ステーションは、戸田市立市民医療センター内に設置され、同センター内にある戸田市立地域包括支援センターとともに医療・介護の機能を併せ持つ機関の1つとして運営しており、人員配置については、他事業の運営状況も踏まえながら柔軟に行っている。
また、財政運営については、戸田市立地域包括支援センターとともに特別会計を設け、財政運営を行っている。
収支状況については、令和5年度決算における営業収益は40,716千円であり、全て訪問看護の実施に伴う料金収入である。
また、総費用は55,206千円で、そのうち89.7%が職員人件費を占めている。収支の不足分については、主に一般会計繰入金で補っている。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

「戸田市立市民医療センター経営改革プラン(平成30年度～平成34年度)」及び「戸田市立市民医療センター経営ビジョン(令和5年度～令和14年度)」を策定し、公的機関の役割を果たすため、認知症の人や精神疾患患者、障がいを持った小児等、民間では十分に対応できていない患者に対しても、必要な訪問看護サービスを提供している。その一方で、事業所内の経営会議や外部委員による運営委員会での助言等を受けながら、経営の健全化に取り組んでいる。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

戸田市訪問看護ステーションでは、令和4年度より訪問リハビリテーション事業を統合し、より質の高い在宅サービスを提供している。市内の高齢者人口及び高齢化率は今後も増加が見込まれており、要支援者・要介護者も増加する見込みである。要介護認定者の増加に伴い、訪問看護の必要性は今後も高まっていくと考えられる。今後については、市内の訪問看護ステーション数も増加傾向にあることも踏まえ、公的機関として、民間では十分に対応できない患者に対しても必要な訪問看護が提供できるよう、引き続き体制を整備していく。

(2) 高齢者人口等の予測

「戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る人口ビジョン(ベース推計)」及び「戸田市 人口推計速報 年齢階層別人口」を基に推計した戸田市の将来人口は2020年の14.1万人をピークに緩やかに減少傾向となることが予測されている。一方、65歳以上の人口は2040年まで増加し、その結果、高齢化率は2015年の15.6%から28.7%まで増加することが見込まれている。

(3) 介護需要の予測

「戸田市地域包括ケア計画(第8期)戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」によると、要支援者・要介護者とも増加することが予測されている。要支援・介護度別にみると、要支援1～要支援2までの合計は令和2年度の790名から令和7年度は909名と微増で推移するのに対し、要介護1以上の合計は、令和2年度の3,045名に対し、令和7年度は3,902名と、30%程度増加することが見込まれている。要介護認定者の増加に伴い、医療が必要となるケースや通院困難なケースも増加することが見込まれるため、訪問看護の必要性が今後も高まっていくと考えられる。

(4) 施設の見通し

戸田市内の訪問看護ステーション配置状況は当ステーションを含めて10箇所と平成28年から令和4年にかけて2倍となっており、訪問看護サービスの需要が高まっていると考えられる。また、今後も要支援・要介護者とも増加が予測される状況下において、訪問看護の必要性が更に高まっていくことが見込まれる。以上より、訪問看護事業については公的機関として民間では十分に対応できないケースにも対応し、運営を続けていく。

(5) 組織の見通し

戸田市訪問看護ステーションの経営形態については、「戸田市立市民医療センター経営ビジョン」の経営方針に基づき、今後も公営としていく。また、戸田市訪問看護ステーションの常勤職員数は現在5人となっており、今後も同様の体制で運営していく見通しである。

3. 経営の基本方針

「戸田市立市民医療センター経営ビジョン」に基づき、利用者等の数値目標や収支目標を定め、経営の健全化に努める。併せて、公的機関としての役割として認知症の人や精神疾患患者等、民間では十分に対応できていない患者に対しても必要な訪問看護サービスを提供していく。また、コロナ禍の影響によるフレイルなどにより増加している在宅療養患者のリハビリテーションも積極的に実施していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画策定に当たっての数値目標

「戸田市立市民医療センター経営ビジョン」において、令和9年度までの収支目標を設定しており、一般会計繰入金が11,696千円となることを目標としている。なお、収支目標については、新興感染症対応等がある場合、経営目標値が大きく変動することがあるため、毎年度当初において、3か年ごとに設定することとしている。

② 収支計画のうち投資についての説明

投資については、備品及び車両修繕料のみ計上している。
令和7年度～令和9年度については、各年度とも340千円を見込んでいる。

③ 収支計画のうち財源についての説明

財源は主に訪問看護料金収入を充てる。そのほか、営業外収入として看護実習生の受け入れに伴う謝礼金を計上している。訪問看護料金収入については、過去の実績や人員体制をもとに、1人当たりの単価見込×訪問件数見込みを算出し積算している。
なお、収支との不足分については、一般会計繰入金で補っていく。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、令和6年度の支出実績をもとに所要額を算出した。その他の経費については、令和7年度予算額をベースに、システム更新等による単年度事業の支出を反映し積算している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	戸田市立市民医療センターや戸田市立地域包括支援センターと一体的な運営を行うことで、医療・介護の両機能を併せ持つ施設の強みを活かし、地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与していく。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	今後も、現在と同様の形態で運営していく。
新技術の導入に関する事項	令和6年度から医療報酬におけるオンライン請求・オンライン資格確認システムを導入し、業務の効率化を図っている。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	今後も、公営の訪問看護ステーションとして運営していく。
その他	特になし。

② 財源についての検討状況等

介護保険適用外の料金の見直しに関する事項	現状の料金で継続していく予定だが、改定の必要が生じた場合は関係法令や近隣の訪問看護ステーションの状況を見ながら検討していく。
利用状況に関する事項	戸田市立市民医療センターや市内の地域包括支援センターと連携し、必要な訪問看護に繋がっていない患者を積極的に受け入れていく。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	資金不足が発生した場合は、一般会計繰入金にて対応する。 令和9年度において、一般会計繰入金を11,969千円とすることを目標としている。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産は保有していない。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	今後も、公営の訪問看護ステーションとして運営していく。
職員給与費の適正化に関する事項	市職員の給与条例等に基づき、対応していく。
組織体制の効率化に関する事項	戸田市立市民医療センター内の他部署と共通する事務処理については取りまとめて対応するなど、効率化を図っていく。
その他	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>「戸田市立市民医療センター経営ビジョン」に基づき、以下のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画については、事業実績を踏まえ毎年度ローリングを行い、3か年ごとに収支目標を設定し、内容を改定していく。 ・計画の改定にあたっては、「市民医療センター経営会議」で点検・評価を実施するとともに、外部の委員を交えた運営委員会や市議会にも報告していく。また、改定後の計画は市のホームページに掲載し、市民へ公表していく。 ・社会情勢や制度改革等、環境の変化により経営戦略の内容が実態と差異が生じたとき、また、数値目標の達成が著しく困難である場合は、必要に応じて見直しを検討する。
-------------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

※毎年度当初において3か年ごとに目標を設定する。

(単位:千円, %)

区 分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度※	令和11年度※	令和12年度※	令和13年度※	令和14年度※
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算) 見込								
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 4,875	△ 10,345	567								
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		4,875	10,345									
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)			567								
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)												
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	24,042	41,773	40,716	38,498	40,499	42,604	42,746				
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度※	令和11年度※	令和12年度※	令和13年度※	令和14年度※
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算) 見込								
収益的収支分			9,467	14,426	14,898	16,403	17,413	12,111	11,969				
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金			9,467	14,426	14,898	16,403	17,413	12,111	11,969				
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計			9,467	14,426	14,898	16,403	17,413	12,111	11,969				